

毎週火、金曜日発行(但休日相当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇監査公告  
昭和三十一年度に係る経済部、厚生労働部、土木部各課及び県会、人事委員会、地方労働委員会各事務局並びに警察本部各課の定期監査の結果公表

## 監査公告

### 鳥取県監査公告第九十八号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十一年度にかかる経済部、厚生労働部、土木部各課及び県会、人事委員会、地方労働委員会各事務局並びに警察本部各課の定期監査を執行了したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十三年十二月二十六日

監査委員 松本利治

監査箇所	執行年月日	執行者
水産課	昭和三十三年十月八日	荻原治郎
観光課	十一月十一日	小谷善高
耕地課	十一月十六日	上根政幸
農地開拓課	十一月四日	同
厚生援護課	十月八日	同
婦人児童課	同	同
労働政務課	同	同
職業安定課	九月九日	同
保険課	十一月十一日	同
道路課	同	同
河港課	十二月二十九日	同

砂防課	同	
建築課	同	
県会事務局	同	十八日
人事委員会事務局	同	
地方労働委員会事務局	同	
秘書課	同	十一月九日
會計課	同	
警務課	同	
教養課	同	
捜査課	同	
鑑識課	同	
防犯統計課	同	
警備課	同	
警ら交通課	同	

水産課 昭和三十三年十月八日監査  
 同 監査委員 松本利治  
 同 萩原治郎

同 小谷善高  
 同 上根政幸

一 本年度の沿岸漁業振興対策事業費(魚礁設置)は当初三百六十五万余円でこの財源を国庫補助金一百二十万円と他はほとんど不確定な地元寄附金に依存し、一般果費は僅か二十万円を措置したが、特定財源の歳入欠かんにより事業費一百二十八万余円不執行としていた。近年とみに不振を極めている沿岸漁業の振興上適確な予算措置と積極的な事業の執行を図るべきである。

なお三十年度から繰越した事業四十万五千円のうち請負業者の契約不履行により一部を中止していたことは遺憾である。業者の選定と施工の監督については一層厳にすべきである。

二 漁業協同組合の経理事務指導等を重点とした検査を実施し、育成指導に努めていたが融資あつせん、新農山漁村建設総合対策による組合施設の整備或いは漁村中堅青壮年の育成等をも含め、更に育成指導の強化に

努められたい。  
 特に漁業公社の健全な育成については格段の配意を望む。

三 県下十八の漁港はその大部分が船溜りのなものであるの整備が望まれるが、なかならず、境港は対岸貿易の有力基地として商港整備の気運にあり、鳥根県との共同管理のこともあるので至急漁港としての基本的整備計画の策定の要がある。

觀光課 昭和三十三年十月十一日監査  
 同 監査委員 松本利治  
 同 萩原治郎  
 同 小谷善高  
 同 上根政幸

一 本県観光事業の現況が全国のソーシアル・ツーリズム推進のテストケースとして認められ、三十一年五月指定をうけたことは誠に結構である。その一環施設として東郷町に国民宿舎(事業費二千五百万円全額起債)

の建設に着手したが、事業未完成により一千四百余万円を翌年度繰越(三十二年十月完成)としているが、これが完成後の事業経営は地元町へ委託することとなつており、今後における借入金、計画償還の履行に支障を来たさないよう合理的経営の指導に努力を望む。

二 観光施設の整備充実に努めているが、観光客の漸増に伴つて更に国並びに県内関係諸団体及び一般住民の自主的協力体制を強化し、拡充整備に格段の努力の要がある。

三 勝負、智上線の早期実現、伯備、因美線のスピードアップ及びこれら諸線のダイヤル機関車運行について、引続き推進に努められたい。

耕地課 昭和三十三年十月十一日監査  
 同 監査委員 松本利治  
 同 萩原治郎  
 同 小谷善高  
 同 上根政幸

一 本年度事業は予算額二億二千七百六十八万余円に對し執行額二億一千三百八十五万円、翌年度繰越額四百七万余円で不用額九百七十五万余円を生じ、この大半は過年度災害復旧耕地事業費で、財源の起債が不承認によるものでその他はいずれも順調に進捗したものと認めた。しかしながら事業量の漸減によつて、人件費、事務費の不足が特に指摘され、何等かの対策の要がある。

事業の主なものとは次の通りである。

事業別	執行額	翌年度繰越額
過年度災害復旧	四五、〇四五千円	—
県営用排水改良	一六、七五〇	—
県営畑地かんがい	四一、三〇四	—
団休営耕地整備	三六、四三二	三、六六一千円
崎津地区干拓	一四、九三〇	—
地盤変動対策	二四、七三一	四一一

二 崎津干拓事業は国の代行事業として二十六年度に着工、本年度までの進捗率は一三・八%である。北条浜

かんがい事業は二十七年、また北条用排水事業及び湖山砂丘かんがい事業は三十年からそれぞれ施行中であるがこれら県営事業は国の財政事情等の関係で逐年圧縮を受け、いずれも当初計画通りの執行がなされていない。更に本年度から新しく大沢排水事業の着工も見たが、これら事業財源確保については、関係機関の協力をも得て国に對し強力に要請し、早期完工に努力すべきである。

三 市町村等補助事業において国の現地検査の結果前年度までに施工した各種工事のうち、出来高不足、粗ろ、工事等のため五百二十万余円の国庫返還金を生じたことは遺憾である。かかる事態の絶無を期し事業主体に對する指導、監督並びに検査等厳正にし施工の万全を期する要がある。

四 県営畑地かんがい及び用排水施設等具有財産の管理について基本方針の決定の要がある。

林 務 課 昭和三十二年十月十六日監査

監査委員 松 本 利 治  
同 荻 原 治 郎  
同 小 谷 善 高

一 治山及び林道開設事業のうち、着工遅延のため事業効果を減殺し工事の粗悪を招いているものがあるので、財源確保に努め早期着手せしめるとともに、工事施工並びに諸契約の運用については、山林事務所の監査で指摘している如く、施工監督に徹底を欠ぐもの或いは請負契約に考究を要するもの等が多く認められるので、更に検討と適正を期されたい。

二 森林組合の育成指導を担当する専任職員は本庁に二名と、他は出先機関の協力を得て常例検査、組合合併促進指導及び再建整備組合の特別指導を計画的に実施しているが、指導陣容の弱体によつて成果を期し難い面があるが、県は外かく、団体との有機的連け、いを密にしこれらの育成強化と更には県森林組合連合会等の指導活用にも充分意を用い積極的に育成強化を図るべき

である。

三 林業技術普及事業は第一線に専門技術員十一名、林業技術員四十八名を配し活動せしめているが、これらの職員に對する研修、並びに資質の向上につき一層配意するとともに、国に對し国庫補助職員に對する給与費単価の増額措置について、強く要請すべきである。

四 造林六ヶ年計画に基く、本年度造林実績は四、二三八町歩であるが、更に植栽の適期実施と優良樹苗の養成確保、造林検査の徹底及び植栽後の撫育管理並びに林種転換による林業経営の合理化等、現地指導の徹底を期する要がある。

なお分収造林に對する境界線確立及び看守徹底、地上権設定等、事務処理については再三指摘している如く、出先機関の指導体制を強化し、業務運営に遺憾なきを期されたい。

また森林組合に對する稚苗の増配と 直営樹苗養成の推進につき一層努力を要する。  
五 本年度木炭の生産目標二百二十万俵に對し実績は二

百万余俵(うち移出木炭百八万五千余俵)で、これを前年度と比較すると目標は三十万俵減少しているに反し、実績は七万三千余俵増加している。しかし移出木炭についてみると、八万八千余俵減少し近年漸減の傾向にある。これらは種々事情もあると思われるが、原木不足が主因の一となつてゐるので、国有林の払下等懇請指導、あつせんにつき配慮するとともに増産奨励につき一層の努力を要する。

また現行の木炭銘柄の整理についても規格簡素化を考慮されたい。

農地開拓課 昭和三十二年十一月四日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

一 開拓指導督励費の本年度決算額は、四百四十余万円でございます。うち県独自の施策費は僅か災害融資利子補給金十四万余円と、開拓融資保証協会出資金三万円であつて、他はいずれも国の施策による法定負担であるが、

県下開拓地の営農状況は資金の不充分と連年の災害等によつて立遅れ、未だ生産基盤は確立されていない。これら営農の安定を図るため、酪農を中心とする経営の合理化並びにこれらに要する資金の導入、更にに入植施設及び福祉施設の充実等、統合企画のもとにしかも重点的に諸施策を講ずるとともに、営農指導に格段の考慮を払う必要がある。

二 買収未墾地のうち不適地として見込まれてゐるもの処分等につき、監査のつど指摘しているにもかかわらず、放置していることは遺憾である。県はこれに要する調査費の予算措置を講じ国に対し不用地認定を受け早期に整理すべきである。

三 国有農地として売渡保留している一三五町歩のうちには有資格者に対し売渡可能のものもあるようであるから、その実態を調査し整理されたい。

なお農地改革後の管理指導、特に農地調整関係事務は現地実態を充分はあくし遺憾のないよう留意されたい。

四 開墾建設事業による各種工事の施工、監督指導並び

に検査等につき一層厳格を期すべきである。

なお過年度までに施工した小田地補助工事の出来高不足による補助金返納額五十九万余円(伯仙町)の督促に努めること。

厚生援護課 昭和三十二年十月八日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

同 小谷善高

同 上根政幸

一 本年度保護適用状況は、延二四、一二二世帯、六五、九七二名、扶助費一億一千三百九十九万余円である。これを前年度と比較すると世帯数四、五一七、人員一四、八〇六名、扶助費一千三百九十八万余円それぞれ減少している。

扶助費の内訳は医療扶助五八%、生活扶助三三%、教育扶助四%、その他運営費五%等となつてゐる。これを更に検討すると医療扶助は九百九十二万余円減

少し、反面教育扶助は二十四万円増加している。三十二年度へ支払繰延べした医療費は二百九十六万八千円で、一方繰上支給したものに医療費四百万円、及び教科書代八十二万余円があるからこれを差引すると、本年度の実質的扶助費は一億七百五十一万余円で、前年より九百九十四万余円減少し漸減の傾向にある。

なお生活保護法の適正と効率的運用を図るため、指導監査職員八名の指定を受け計画実施しているが、この実地調査の結果収入認定等の誤りから減額或は増額すべきものが摘出されてゐるので、現地機関の指導の徹底を期し、保護費の適正と効率的運用に配慮されたい。

二 社会福祉行政の運営に当り県は総合計画を樹立し推進すべきものがある。既に出先機関の監査で述べている如く関係各課並びに教育委員会等の連絡調整に配慮が欠け事業効果を減殺しているものがあるので、内部連絡は勿論更に関係諸機関団体との有機的連け、い、図り、適確なる総合計画のもとに事業を推進するより格段の配慮をされたい。

また各種委託事業のうちにはその内容等からして、事業効果の稀薄なもの或いは補助的性格の強いもの等がある。これが運営に当り、慎重検討の要がある。なお町村社会福祉関係諸団体並びに民生委員等各種専門委員の活動経費が僅少のため、事業の振興が期し難い実状につき予算上の考慮と適切なる現地指導が望まれる。

三 身体障害者更生指導業務の運営については、既に指摘している如く、第一線機関の陣容の確立が望まれるほか、これら更生施設の一環としての授産場もしくは共同作業場の併設についても、考究すべきである。なお扶助認定は福祉事務所で行っているが、身体障害者指導所及び同更生相談所との連絡に適切を欠き、事務処理上支障を生じているものがあるので、相互連絡協調の徹底を図り、業務運営の円滑を期されたい。

四 厚生省令第十三号にもとづき三十一年六月引揚者応急家財在外事実調査及び在外公館借入整備状況調査を三十二万余円の予算をもつて実施しているが、本事業の財源は全額国庫委託事業であるにもかかわらず九万

余円の歳入欠かんを生じ執行していることは妥当でない。

婦人児童課 昭和三十一年十月八日監査

監査委員 松本利治

同 萩原治郎

同 小谷善高

同 上根政幸

一 母子福祉資金の本年度貸付状況は、継続分を含め一千九万余円で申込に対し貸付率は六二%で、件数金額とも前年度より若干下廻っている。この内容を検討してみると生業資金、事業継続資金及び修学資金が九割強を占め、技能修得、生活資金は依然として低調である。母子会等の組織を通じ本資金の趣旨の徹底を図るとともに更に資金の拡大、貸付金の法定限度までの引上げ等考慮し、効率的運用を図る要がある。

二 貸付資金の元利償還状況は二十九年八八%、三十二年八五%、三十一年度八三%で逐年低下し未償還金

は前年度より更に四十万余円増加している。またこれを償還計画額からみると年度後半に貸付決定したものは見込まれていないので、これを含め考慮すれば、償還成績はよくない。貸付後の事後指導の徹底と貸付並びに回収方法に一層工夫を講じ善処されたい。

三 町村児童福祉施設の運営、管理状況は逐年向上してきているようであるが、未だ中には施設設備の不完備によつて設置基準に適合しないもの、或は事務処理に適切を欠き、検査の結果、措置費の査定減をうけている施設が多いので、更に検査、指導の徹底を期し措置費の適正使用と児童保護に万全を期する要がある。

また県立児童収容施設の整備運営、な、かん、す、く、各施設の収容力の拡大と積善学園と、盲ろう学校との運営面の問題は正は急施の要がある。

四 青少年問題協議会費三十五万余円をもつて青少年保健育成運動を実施していたが、このほかこれに類似する県独自の施策として教育委員会の婦人及び青少年教育費五十二万円、経済部の農協、婦人、青年協議会補

助金六万円等他課で推進する事業と、本事業との縦横の連絡、協調を一層密にし青少年保護との育成、指導並びに矯正等諸施策遂行の効率的運用に留意されたい。

五 児童委員の活動は直ちに児童福祉行政に影響するところが大きい。この経費は委員手当十二万余円、事務費一万余円で本年度は活動要綱を配布したのみで、その活動が不十分である。更に計画的に研修、講習並びに相互間の連絡調整に要する活動経費は当然予算考慮を払い児童福祉の増進を図ることが緊要と認められる。

六 会計、その他事務処理で次の点留意されたい。

- 1 保母養成所設置に伴う倉吉市寄附金一〇七、〇〇〇円は早期収納すること。
- 2 福祉生学資金償還金の回収に努力すること。

労働課 昭和三十一年十月九日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎  
同 小谷善高  
同 上根政幸

一 県下における労働組合組織は昭和三十一年六月末現在で組合数三三五組合、組合員数三二、五二四人で、これを雇業者総数九三、四〇〇人(昭和三十年国勢調査)と対比すればその組織率は三四・八%で前年より一・二%上昇しているが、全国率に比すれば若干下廻っている状況である。

当課の事業費関係予算の強化については、前回の監査で指摘要望したが本年度においても縮減を受けているので、国の助成を要請する等強化をはかり、執行にあつても総合企画のもとに重点的、効率的な運用に工夫して労働教育の普及啓もうと、未組織労働者の組織化の促進等一層労働行政の推進に努められたい。  
なお労働金庫並びに本年度発足した火災共済等福利厚生施設の育成指導についても格別の配意を望む。

職業安定課 昭和三十三年十月九日監査

監査委員 松本利治  
同 荻原治郎  
同 小谷善高  
同 上根政幸

一 求人開拓については、特に中、高等学校新規卒業者について努力しているが、本年度職業安定費予算は十五万円でも財源の一部である寄附金が収入減となり執行額は十万余円の少額である。本県の大量求人先である京阪神地区等県外の産業界も最近の金融引締によつて今後の求人確保困難が予想されるので、予算の強化についても考慮し関係機関とも密接な連携をとりつて一層開拓に努められたい。

二 公共職業補導所の運営についてはさきに該所の監査で指摘した通り、補導員の資質の向上と陣容の強化、諸施設の整備、補導科目の問題等、考究善処の余地が多く認められるので、これが整備について格段の配意の要がある。

また現在国立総合補導所は全国に二十三箇所設置され、中国地区においては本県のみ未設置となつていて、早期誘致に努め職業補導の完璧を期すべきである。

三 大阪通勤寮の運営管理、特に経理出納事務については、現行会計法規に照し、実情が即し難い面があるので、県会計当局とも協議し適正に執行せしめるよう配意されたい。

保 險 課 昭和三十三年十月十一日監査

監査委員 松本利治  
同 荻原治郎  
同 小谷善高  
同 上根政幸

一 国保保は係長以下九名の職員により、国民健康保険再開促進と保険者の育成指導等を行つてはいるが、診療報酬審査等、内部事務量の増加によつて保険者の事業指導、保険再開促進事務その他現地指導に徹底を欠ぐ

面がある。

また三福祉事務所にも国保専任職員を配置しているが、これも内部事務に追われ現地指導が不充分であるので、人事当局は事務量に適した職員の適正配置につき、検討の要がある。

二 国民健康保険の普及状況は監査時現在、三九市町村が実施(普及率八一%)し、全域未実施市町村は米子市を始め二市七ヶ町村である。また国保対象人口に対する普及率は、七一%であるので、この未実施市町村の再開促進については更に一層の努力を要する。

三 国保実施市町村に対する育成費として県は運営資金八百万円繰替し保健者の診療報酬支払の円滑を期していた。この実施市町村のうち本年度末における赤字保険者は一四市町村にも及びその実質赤字額は二千四百余万円に上りこのほか診療報酬未払金が約一千万円ありと推定されているが、これらの運営指導に当つては、更に徹底を期し保険財政の確立と給付内容の充実に上につき格別の措置が必要である。

管理課 昭和三十三年十月二十九日監査

同 監査委員 松本利治  
萩原治郎

一 本年度災害工事(公共分)は一億二千余万円の事業予算に対し一億一千一百余万円を施工(八百余万円は翌年度繰越)し、本省査定総事業費の八二%の実施率となり、また単県災害復旧事業(全額起債による)は一千九百余万円実施しているが、前年度も指摘している如く近年(二十八、二十九、三十年)に発生した災害はなお相当額の復旧事業が未着手となつているので、適確なる財源措置を講ずるとともに経済効果、事業の緊急度等勘案の上、早期施工を図るよう更に努力されたい。

二 建設業者の登録数は監査時現在三百二十四件であるがこのうち登録更新手続が遅延し、期限満了のものが七十余件あつたので早期に更新手続を完了せしめるよう指導されたい。

道路課 昭和三十三年十月二十九日監査

同 監査委員 松本利治  
萩原治郎

一 本年度道路、橋梁関係公共事業の実施状況は四億二千三百六十九万九千余円の予算に対し三億四千四百五十五万九千余円を執行し、一億七千六百六十九万九千余円を翌年度繰越している。

県の重点施策の一つである道路の整備の推進についてはさきに土木出張所の監査で述べた如く、国道の国直轄施工への切り換え要請、事業費の増加獲得、財源の早期措置による適期施工等につき格段の配慮をし一層積極的な整備促進に努められたい。

二 道路橋梁の維持修繕費六千万円のうち一千八百余万円を不執行としている。

これは単県災害復旧費に財源を振当て事業は概ね予定どおり執行していた。更に県は維持費の増額考慮と機械力の可動能力の向上、道路愛護団体、道路修理協会等の協力を得て一層維持修繕の万全を期するよう配意

されたい。

三 街路事業、道路改良事業等に施工中途に至り用地買収、物件移転等の未解決のため事業の中止或いは繰越措置し事業効果を減殺しているものがあるが各種工事の起工に当つてはこれらの諸事項を完全に解決して効率的施工するよう留意の要がある。

四 鳥取火災復興都市計画事業は昭和三十年年度までに四億八千六百二十万九千九百九十九円(外に県費三百三十八万九千九百九十九円)と繰越分四千二百九十九万九千九百九十九円を本年度内完成を目途に実施したが結局千四百六十九万九千九百九十九円を繰越している。繰越事業の主なもの

は家屋移転費五百七十五万九千九百九十九円、墓地移転費百六十九万九千九百九十九円、換地精算費三百万円、街路費三百三十八万九千九百九十九円、その他公共空地施設費等で昭和三十三年年度から残事業全額鳥取市に委託して実施中である。特に残事業は墓地移転、換地精算等困難性がともなうので適切な措置を講じ円滑且つ早期に完成せしめ

るよう指導督促に努められたい。

なお委託事業の竣功検査確認についても一層厳格を期されたい。

五 屋外広告物取締について等閑視されている、本年度予算執行額は僅かに四千四百十四円でも直接の取締に当つている土木出張所には全然予算令達がなされていない。許可件数も僅か九十七件である。これが取締強化につき適切な措置対策の要がある。

六 既に施工済事業でその財源に充当されるべき地元負担金の未納のものがある。これらは早期に整理すべきである。

河 港 課 昭和三十三年十月二十九日監査

同 監査委員 松本利治  
萩原治郎

一 本年度は予算額一億四千三百五十万九千九百九十九円、中小河川改修、河川局部改修、海岸浸蝕対策、特別失業対策、

港湾修築、特別港湾施設整備等の各事業を実施し執行額一億一千三百四十万余円、翌年度繰越額二千七百五十七万余円で不用額二百五十三万余円を生じているが事業は概ね順調に進捗しているものと認められた。

港湾改修工事その他に特殊工法によるコンクリート施工が行われているが施工技術の進歩向上に伴って現地指導監督に万全を期されたい。

二 本県中小河川で被害が大きい佐陀川外六河川について改修計画を策定し、全体計画十五億七千五百九十万余円に対し昭和三十一年度までに五億二千二百九十八万余円を執行し、進捗率は三三・二%である。

この外局部改修及び特別失業対策河川事業を実施しているが地勢、気象等悪条件により荒廃のはなはだし、い本県の実情からして財源確保等につき国に対し強く要請し事業の推進に努められたい。

砂防課 昭和三十三年十月二十九日監査  
 監査委員 松本利治

同 萩原治郎

一 県下全水系に亘る砂防全体計画(三十年より四十年計画策定)の推進状況は、国の財政事情により僅か三割程度の認承で県は更にこの認承額に対し八〇%程度実施している実状である。

砂防事業の性質上緊急を要するものの選択につき充分考慮するとともに計画に対す認承額の拡大要請とこれが財源措置につき関係当局は、善処の要がある。

二 砂防事業費の地方負担財源はほとんどが起債によつて賄われている関係上、その決定が年度後半になり従つて事業の大部分が冬期間施工に陥り延いては翌年度繰越を生じまた同一工事についても分割施工を余議なくする等のため業者との請負契約に矛盾を生じ不合理の点が多いことは既に現地監査で説しているとおりである。

この点慎重考究し適期施行に改善する要がある。

三 砂防えん堤修繕事業(県単独費)は一百万円(財源全額水利使用料)で下市川外十ヶ所のえん堤修繕工

事を施工しているがこのうち経費節減のため十三万余円執行保留としていたが県下各河川において単県修繕を要するものが二ヶ所(事業費二百五十四万余円)が今なお残されており、なおこのまま出水を見れば破損が更に拡大されるので早期に修繕補修することが得策と思料する。

建築課 昭和三十三年十月二十九日監査

監査委員 松本利治  
 同 萩原治郎

一 公営住宅三ヶ年計画に基き第二次の本年度は県営二十六戸、市町村営百六十四戸計二百戸で、年次計画に対する実績率は県営七六・三%、市町村営五六・三%であつて、特に市町村営は低調であるので事業主体の自己財源緩和を図るため起債の別枠等政府に要請し住宅建設促進になお一層の努力を要する。

なお県営住宅への不正入居防止、住宅使用料の正常収納及び建物の維持管理について万全を期されたい。

二 県営住宅敷地のうちで国有地(鳥取市緑町)七千坪に対し借地料年額二十五万余円を支払つているがこれは払下移管を受けることが適策と思料されるので検討されたい。

三 本年度防火帯建設事業は一百五十万余円(造成補助金)の予算をもつて六十万余円執行している。他は多く引移転 改装の間に合せに止り指定延長に対し三〇%の進捗率である。関係者の啓蒙指導と補助額の増額並びに建築資金の獲得あつせんに格段の配意と努力を望む。

四 三十年度より財団法人鳥取県住宅公社(出資金は県より三十万円)を設立し分譲宅地(鳥取市岩倉)の造成を実施せしめているが、監査時現在、宅地造成計画一万坪に対し六〇%程度の進捗率であり、また分譲住宅は本年度分十五戸を建築予定のところ諸種の事情で中止していたがこれらは適確な計画のもとに事業遂行が望まれる。



県会事務局 昭和三十三年十月十八日監査

監査委員 松本利治  
同 萩原治郎  
同 上根政幸

一 当事務局(総務、調査、議事の三課及び図書室で構成)は局長以下二十四名をもつて、県議会に関する運営事務、資料の収集、その他県政一般に対する調査及び議事録の編さん保存、並びに図書室の運営を円滑に執行しているものと認められた。

人事委員会事務局 昭和三十三年十月十八日監査

監査委員 松本利治  
同 萩原治郎  
同 上根政幸

一 当委員会は、職員の給与に関する報告及び勧告、競争試験及び選考、勤務条件の措置要求の審査、判定、勧告等所管業務につき概ね円滑に処理しているものと認められた。

地方労働委員会事務局 昭和三十三年十月十八日監査

監査委員 松本利治  
同 萩原治郎  
同 上根政幸

一 当委員会は定例総会を始め各種連絡会議、あつせん員候補者会議、不当労働行為の判定、組合資格審査、並びに争議調整実情調査等を実施しているが殊に経費の縮減によつて定例総会にも事欠ぐ状態で中でも組合資格審査は書面審査に終つている等、予算的考慮を要するものがある。

なお当事務局は団体の建物の一部を借上している関係上定例総会及び各種会議開催に伴う会議室がなく業務運営に支障をきたしていたが適当な庁舎に移転することが望ましい。

警察本部

昭和三十一年度に係る県警察本部の定期監査を執行したのであるが、その結果、県警察としての民主的基本体制を逐次確立し、警察行政諸般の事務は概ね円滑に執行されてきたものと認められた。しかしながら本部並びに署を通じてみるに依然として人事、予算等財政的配慮を要する問題は解決せされず、他面各種事犯の漸増 悪質化とこれが処理の複雑化により警察諸般の行政執行を困難ならしめている実状である。殊に人事問題については休職警察官の定員外措置は三十二年度から若干考慮が払われてはいるが、第一線治安維持確保の面からして満足すべきものではなく、更には本部並びに署を通じての組織運営の合理化、就中上級階級の定員を下級職をもつて充足し得る如く定員条例に弾力性の附与及び定員配置に関する規則に基く警察職員の再配置、検討並びに休職者を全面的に定員外に置く措置の実施等につき県並びに公安委員会は慎重考慮する必要がある。また、捜査、防犯体制の確立、交通取締の強化、警察官

の資質の向上、警察諸施設の充実整備等一層努力を要すべく、更にまた警察行政費の適正配分と効率的執行の徹底につき一段の考慮を払うべきである。なお各課別概況は概ね次の通りである。

秘書課

一 当課は課長以下九名で本部長秘書用務、警察広報、公安委員会業務等を所管し概ね円滑に処理されてきたものと認められた。

会計課

一 警察費の効率的執行については既に警察署の監査で述べている如く、本監査を通じてみても超過勤務手当、旅費、自動車燃料等捜査活動費の配分、方法等実態に即ぐわれないもの、更にまた増額を要するもの等が見受けられるので逐次正常化し得るよう妥当な予算措置と適正執行につき留意検討された。

二 本年度末警察官住宅は五六戸でその半数は本部関係

職員が使用しており各署とも住宅難による不便は大でひいては警察人事、行政、勤務能率にも影響している現状につき更にこれら第一線要員の宿舍増築等住宅措置は急施の要がある。

なお本年度警察職員共済組合より資金借入(県費で十ヶ年償還)をもつて鳥取市に二戸新築し、更に三十二年度に独身寮(米子)ほか住宅三戸建築中であつたが早期完工に努められたい。

三 県下の派出所及び駐在所は一八五ヶ所(県有三一、市町村有一五一、民有三)あるが、市町村財政の事情によつて各署ともこれが維持管理に苦慮していることは既に指摘している通りであつて県及び関係当局の根本的措置対策の要がある。

また署庁舎のうちには老朽し早急に改築を要するもの或いは内部施設の改善を要するものがある。

四 会計事務処理の問題については既に署監査でも説しているが、更に本部各課を通じてみても現行会計法規が実情に即し難いもの、或いはその運用に適切を欠

ぎ処理手続が重複するもの等非能率的なものがみうけられるのでこれらの事務刷新につき県会計当局と協議考究し合理化を図る要がある。

警 務 課

一 警察官定員六五〇名に対し監査時現員は六四三名(見習生一名、休職者二九名含む)で七名の欠員と更に三十二年度から休職警察官の定員外として五名が認められているのでこれを合せ考慮すると結局一二名が欠員となつている。またこのほか教養のため学校派遣者が常時二〇名内外と更に長期病欠者、健康要注意者等を考慮すれば実質的活動要員は全体を通じ五〇〇名程度であつていきおい内外勤務は過重に陥つて現状であるが、更にそのうちにおいても部署によつて担当業務の性格にかんがみ人員不足が痛感される面があることがうかがわれるので冒頭、既述の諸施策につき慎重検討考慮の要がある。

二 機動力の現状は乗用者ほか七三台(三二、九、

一六現在)を有し、各署に配置しているが(内二二台は本部用及び予備車)これらのうちには老朽使用不能のもの或いは地域的に利用価値の少ないもの等があるので、機動力配置について再検討するとともに第一線機関への充実整備とその所要燃料の増配に一層の配慮を望む。

また警察官に対する被服の支給及び装備の貸与は条例所定の三分の二程度であり他府県に比較しても下位にあるので考慮の要がある。

三 警察事務の簡素合理化並びに各課係間における連絡調整につき更に考究改善の余地がある。

教 養 課

一 当課は課長以下現定員とも一〇名であるが、課長及び課付は併任であり女子職員二名が含まれている。担当業務の性格上男子職員を適当とするが実質的教養指導担当者以上を除く男子六名であつて人員不足が認められる。

二 鳥取県警察協会発行の「警友とつとり」を現職警察官及び在郷退職警察官に配布し警察職員の自覚と教養の昂揚を図つているが、うち公費負担による無償配布は一八〇部程度で他は協会経費である。しかもこの機関誌発行実態は協会名儀だけで実質的には当課が主軸となつておりその内容及び実態にかんがみ、全額県費負担が適当かと思われるので考究されたい。

なお、聴視覚教育教材が不足のため教養課程に支障を生じており、これが確保の要がある。

捜 査 課

一 当課は課長以下二五名(内一名管区学校入校)で強行三係、智能二係、指導兼教養渉外係の六係により捜査活動に努力している。うち捜査従事員は一八名で外に第一線専従者は一二八名であるが本年度犯罪発生状況を前年度と比較すると、強姦、暴行、傷害、脅迫、窃盗、ぞう物等それぞれ増加し反面殺人、強盗、放火、恐かつ、詐欺、横領等は減少しこれを発生件数からみ

00235-2

ると一〇四件減少しているが、近代犯罪発生は巧妙複雑化し、しかも知能、科学的犯罪に移行し捜査活動面に一層困難性を増しているが冒頭既述した如く人員、活動経費等に制約を受け、その活動に多大の支障をきたしている実状であるので本部並びに関係当局はこれが充実増額並びに機動力の増強について善処の要がある。

二 捜査活動経費は報償費をもつてそのつど関係警察官並びに関係者に資金前渡ししているが手続、交付、精算等事務処理に適切を欠ぐものがあるので更に考究し経費の効率的執行に留意されたい。

鑑 識 課

一 当課は警察官八名、主事四名、技師四名、書記七名計二三名であるが、近時捜査活動は科学的犯罪捜査に主力が注がれている関係上その活動範囲は益々増大し、特に写真係並びに理化学係が件数、実績等から見て手うすとなつていくことが認められる。

防 犯 統 計 課

一 当課の防犯、少年の二係は係長以下兼務職員で保安係に主任の配置はなく、捜査係は係長と主任の二名で課定員一五名に対し現員一三名で運営にあたつていゝ。近時青少年犯罪の増加による補導の強化或いは営業許可願処理の複雑性、保安警察の指導取締、特別法令違反の捜査の困難性更には明春完全施行の売春防止法に基く事犯の徹底的取締等当課に課せられた重要問題が少くないので人員、組織、運営に検討を加え遺漏なきを期すべきである。

二 防犯思想の普及高揚、犯罪、事故並びに青少年の不良化防止等に対する一般住民の協力を得るよう地域防犯団体の育成等これが対策につき考究善処を望む。

三 営業、銃砲許可手数料は許可証交付後手数料を納付しているため全般的に収入手続が遅延した年度区分を誤つていくものがあるので留意されたい。

警 備 課

一 当課は警察官一八名(内一名休職)職員六名計二四名で警備警察業務を円滑に処理しているものと認め

警 ら 交 通 課

一 当課は定員一六名で警察官八名(内一名休職)職員八名をもつて交通外勤、警備等に当つていゝ。交通係における運転免許試験は受験者七、〇七二、合格者三、六二三であり、外に更新免許五、八四三、再交付七三六、転入受入五二八で免許証発給数計一〇、七三〇件で前年度に比し四、〇五八件、六一%の増である。外勤警察また警部補一、部長一で臨地指導にも当つており全体として陣容の弱体が指摘される。

二 近時車輛台数の増加によつて逐年事故件数は増加し、本年度その件数は四三〇件に対し死者四二名、傷者四六四名に上つていゝるので更に民主団体等の協力を得て交通道德の普及徹底と、道路使用の取締り励行、運転者の教養向上と制限違反の取締り強化による事故防止

に一層努力すべきである。  
なお公安委員会で実施している道路標識等の増設、取り替えについても更に配慮されたい。